

令和 9・10 年度鳥取市建設工事入札参加資格審査申請手続きについて (書面申請・市外用)

鳥取市総務部検査契約課
鳥取市水道局資産管理課

鳥取市及び鳥取市水道局が発注する建設工事の競争入札に参加を希望する者で、市外に主たる営業所を有する者（以下「市外業者」という。）は、「建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請手続等について」（鳥取市告示第 398 号、鳥取市水道局告示第 24 号。以下「鳥取市告示」という。）及び以下により申請書を作成のうえ提出してください。

※ この手続説明は、鳥取市に対して直接、書面で申請を行う場合について説明したものです。鳥取県入札参加資格審査申請共同受付システム（以下「TCAS」という。）を利用して鳥取市の入札参加資格申請を行う場合は、鳥取県公式ウェブサイト（とりネット）に掲載されている情報をご確認ください。

なお、以下の要件を満たしていない場合、申請は受け付けませんのでご注意ください。

- 希望工種に応じた建設業許可を有し、経営事項審査を受審していること。
- 直前決算期もしくはそれ以降から申請日までの間に希望工種に応じた工事実績があること。（工種により若干基準が異なります。詳細をご確認ください。）
- 健康保険、厚生年金、雇用保険に係る届出を行っていること。（適用除外の場合を除く。）

なお、特殊工事の入札参加資格は、「令和 9・10 年度特殊工事入札参加資格審査申請手続について」に記載するところにより作成のうえ提出してください。

- 入札参加資格の審査基準日は申請日の前日となります。なお、以下で単に「審査基準日」という場合、4（8）で指定する経営事項審査（以下「直前審査」という。）の審査基準日を指す場合がありますので注意してください。

【注意事項】一部の様式を改定しているため、申請にあたっては、新しい様式を使用してください。

1 受付期間等

受付期間			認定期間
第 1 期	第 1 回	R 8.10. 1～R 9. 1.31	R 9. 4. 1～R11. 3.31
	第 2 回	R 9. 4. 1～R 9. 4.30	R 9. 7. 1～R11. 3.31
	第 3 回	R 9. 7. 1～R 9. 7.31	R 9.10. 1～R11. 3.31
第 2 期	第 4 回	R 9.10. 1～R10. 1.31	R10. 4. 1～R11. 3.31
	第 5 回	R10. 4. 1～R10. 4.30	R10. 7. 1～R11. 3.31
	第 6 回	R10. 7. 1～R10. 7.31	R10.10. 1～R11. 3.31

- ・期間外の随時受付は行いませんので注意してください。

【提出方法】

申請様式に必要な事項を記載し、必要な資料を添付して持参、郵送又は信書便等（配達記録が残るもの）により提出してください。郵送又は信書便等による場合は、各回の受付期間の最終日までに次の提出場所に到着したものに限り受け付けます。持参による場合は、各回の受付期間中の休日を除く午前9時～午後5時に限り受け付けます。

【提出先】

〒680-8571 鳥取市幸町7-1番地

鳥取市総務部検査契約課契約制度係 （電話：0857-30-8122）

※ 持参による場合は、市役所本庁舎4階4-1番窓口

2 申請書等の入手方法

（1）鳥取市公式ウェブサイト又は鳥取市水道局ホームページからダウンロードしてください。

・鳥取市ホームページ <https://www.city.tottori.lg.jp/>

（鳥取市ホームページ→“産業・しごと・事業者”→“入札・契約総合案内”→“入札参加資格”→“工事・測量等業務”→“令和9・10年度建設工事・測量等業務入札参加資格審査申請受付について”）

・鳥取市水道局ホームページ <https://www.water.tottori.tottori.jp/>

（2）（1）により難しい場合は、鳥取市総務部検査契約課で配布します。

※ 様式は、前回認定時から変更しているので、必ず今回の様式で作成してください。

3 提出書類

名称	該当者のみ
建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号）	
入札参加資格希望票（様式第2号）	
工事経歴書（様式第3号）	
様式第3号の内容を確認できる資料	○
営業所一覧（様式第6号）	○
会社業態調書（鳥取市様式第13号）	
使用印鑑届	○
建設業許可通知書の写し	
経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し	
商業登記簿の謄本	
印鑑証明書又は印鑑登録証明書	
納税証明書（国税）	
滞納なし証明書（市税）又は同意書	○
委任状	○

（注）「該当者のみ」に○印のある書類又は資料は、該当者のみ提出してください。

4 記入方法

各書類又は資料の作成に当たっては、次によることとします。なお、申請書類の記載事項の基準日（審査基準日）は、申請日の前日となります。

（１）建設工事入札参加資格審査申請書（様式第１号）

- ア 「所在地等」は原則として、登記簿に記載されているとおり記載してください。登記と異なる所在地を使用する場合は、余白に「登記と異なる」等の記載をしてください。
- イ 鳥取市に対して入札書の提出、契約書の締結等の手続きを行う際は原則として「代表者名」欄の役職名に記載した役職名を使用していただきます。
- ウ 「申請代理人」欄は、行政書士等が代理で手続きを行う際に記載してください。
- エ 「生産指標」欄は記載不要です。
- オ 「特殊工事の申請の有無」欄を「有」とした場合は、特殊工事入札参加資格審査用付属書類及び希望工種ごとの要件に該当する様式及び添付書類を提出してください。
- カ 「その他の営業所の登録の有無」欄を「有」とした場合は、様式第６号及び委任状を提出してください。委任状の様式は任意としますが、できるだけ鳥取市公式ウェブサイトに掲載している参考様式を使用してください。

（２）入札参加資格希望票（様式第２号）

- ア 希望工種は、大区分（建設業法に基づく建設工事の種類に対応）－中区分－小区分から構成されています。
- イ 入札参加資格の認定は、希望工種（表中「希望欄」の区分）ごとに行います。
（例：土木一式工事－プレストレスト・コンクリート、とび・土工・コンクリート工事－法面処理－法面保護工、塗装工事－区画線工等）
- ウ 「希望欄」は、入札参加資格を希望する工種について、営業所一覧（様式第６号）の委任する工種に記載している工種も含めすべて○印を記載してください。
- エ 「経審申請」欄は、希望工種ごとの大区分に係る建設業許可を受け、かつ、経営事項審査を受審している場合に○印を記載してください。
- オ 「特殊工事申請書類」欄は、当該工種の希望欄に○印を記載した場合はすべて○印を記載し、必要な様式及び添付資料を同時に提出してください。
- カ 「完成工事高」の欄は、審査基準日前１年間の希望工種ごとの工事实績額（税抜）を記載してください。
- キ 「工事施工実績」の欄は、当該工種について下記「【工事施工実績について】」の期間内に完成・引渡を行った実績がある場合に○印を記載してください。
- ク 「主たる営業所の位置（中学校区）」欄は、記載不要です。

【工事施工実績について】

- 工事施工実績は、直前審査の審査基準日前１年間又は直前審査の審査基準日から申請日までに希望工種ごとに工事实績の有無を確認します。
《入札参加資格が認められる工事施工実績対象年数》

土木一式工事（プレストレスト・コンクリート）	5年間
土木一式工事（港湾）	2年間
鋼構造物工事（鋼橋）	5年間
しゅんせつ工事	5年間
上記以外の工種	1年間

- 土木一式工事で契約した工事の中にとび等一般の工事内容が含まれることを実績として、とび等一般を申請することはできません。

ただし、土木一式工事で契約した工事の中にプレストレスト・コンクリート工事（橋梁上部工）が相当程度含まれている場合は実績として認める場合があるので、事前に6の問い合わせ先に相談してください。

- 「建築解体」は、原則として1棟で3階建て以上又は1棟の延べ床面積が300㎡超の建築物の解体とし、一件の契約に建築物の新築工事と解体工事が含まれ、解体部分が前記の要件を満たす場合は建築解体の実績として認めます。このような場合は、完成工事高を建築一般に計上したうえで、建築解体の希望欄に○印をしてください。
- 「交通安全施設」は、不特定多数の一般車両等が通行する公道又は私道で、ガードレール（パイプ）、交通標識、カーブミラー、交通情報板等の設置を行うものを実績として認めています。（宅地等の敷地上に設置する場合は対象外。）
- 「解体工事」は、上記「建築解体」に当てはまらない建築物の解体及び小規模な工作物、浄化槽等の解体とします。

（3）工事経歴書（様式第3号）

ア 希望工種すべてについて、希望工種に属する工事の中で代表的なもの（3件を限度とする）を記載してください。

イ 直前審査の審査基準日前1年間及び当該審査基準日から申請日までの間に同種工事の施工実績がない場合であっても、土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げる港湾に限る。）の場合にあつては審査基準日前2年間、土木一式工事（別表の中区分の欄に掲げるプレストレスト・コンクリートに限る。）、鋼構造物工事（別表の中区分の欄に掲げる鋼橋に限る。）及びしゅんせつ工事の場合にあつては審査基準日前5年間に実績がある場合は記載してください。（2の【工事施工実績について】も参照してください。）

ウ この表は、申請する希望工種ごとに記載し、4種類以上の工種を申請する場合は別葉として記載してください。

エ CORINS登録番号は、建設業許可番号から二段書きで記載してください。

CORINS登録番号がある工事については、資料等の添付は不要です。CORINSに登録されていない工事については、この様式に記載した事項が確認できる、当該工事の請負契約書（変更契約書も含む。）、注文書等の写しを添付してください。

なお、契約書等の記載内容から工事实績の工種の内容が判断しがたい場合、別途工種の内容がわかる資料の提出を求める場合があります。

オ 「請負代金の額」欄は、当初の契約金額ではなく、最終的な請負金額とします。

カ とび・土工・コンクリート工事（別表の中区分の欄に掲げる法面処理に属するものに

限る)については、異なる希望工種間で同一の工事の施工実績を記載できます。(希望工種に「法面処理」と記載してあれば、法面処理の一般・法面植生工・法面保護工・落石防止網工・アンカー工すべての実績として使用できます。)

(4) 営業所一覧(様式第6号)

ア 主たる営業所を除く、建設業法第3条第1項に規定される営業所を対象とし、本店から委任を受け、鳥取市の入札参加資格に基づく入札、契約等を行う営業所を記載してください。

イ 「許可を受けた建設業」の欄には、許可を受けている建設業のうち、当該営業所において営業しようとする建設業を一般又は特定に分けて記載してください。

ウ 「委任の有無」の欄にはその営業所において本店から委任を受けて入札、契約等を行うものを「有」と記載してください。

エ 「委任する工種」の欄には、希望する工種のうち、ウで委任のあるものについて記載してください。(指名通知の必要な入札の場合にあっては、その営業所へ通知を送付します。) また、1つの希望工種について、複数の営業所の登録はできません。

(5) 会社業態調書(鳥取市様式第13号)

ア 国土交通省への提出書類「業態調書③-1」等の写しでも代用できることとします。

イ 親会社、子会社とは、会社法第2条第3号及び第4号に規定する親会社・子会社をいうこととします。

会社法第2条第3号及び第4号に規定する親会社・子会社	
第2条第3号 子会社	会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。
第2条第4号 親会社	株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

ウ 本様式に記入する子会社は、建設業許可を有する建設業者のみ記入してください。

エ 役員の定義は以下のとおりとします。

(ア) 会社の代表権を有する取締役(代表取締役)

(イ) 取締役(社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。)

(ウ) 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人

(エ) 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

※ 監査役、執行役員等はこの様式における役員に該当しないため、記載不要です。

(6) 使用印鑑届

ア 印鑑証明のない印鑑を入札、契約等に使用する場合に提出してください。

イ 様式は任意としますが、原則として鳥取市公式ウェブサイトに掲載している参考様式を使用してください。

ウ 営業所等に権限を委任する場合は、当該営業所等の代表者(支店長等)の印を登録してください。会社印(いわゆる角印)のみでの登録も可としますが、契約締結の手続き

には代表者印が必要となるため、原則として代表者の印と組み合わせて使用することと
してください。

(7) 建設業許可通知書の写し

- ア 最新の建設業許可通知書の写し又は国土交通省ウェブサイトの「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」から主たる営業所の情報を表示した画面を印刷したものを提出してください。
- イ 資格期間中に有効期限を迎える場合、更新後の建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書を有効期限内に提出してください。申請時から工種の追加、廃業及び区分（特定・一般）の変更がある場合は、変更届（様式第24号）を併せて提出してください。

(8) 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

- ア 1の表の第1期受付にあっては、審査基準日が令和7年10月1日から令和8年9月30日までの間のもの、第2期受付にあっては、審査基準日が令和8年10月1日から令和9年9月30日までの間のものを提出してください。
 - イ 合併、設立等の期日を審査基準日にした経営事項審査にあっては、1の表の第1期受付にあっては、審査基準日が令和8年10月1日から令和9年6月30日までの間のもの、第2期受付にあっては、審査基準日が令和9年10月1日から令和10年6月30日までの間のものを提出してください。
 - ウ 資格期間中に経営事項審査を受けた場合、新たな結果通知書の写しを提出済の結果通知書の有効期限内に提出してください。新たな結果通知書が有効期限内に届かない場合は、受付済みの経営事項審査申請書（申請者及び申請工種が確認できる部分）の写しを提出し、新たな結果通知書が届き次第、その写しを提出してください。
- ※ 廃業等により経営事項審査を受けない場合は、入札参加資格を取り下げる旨の届（様式任意）を提出してください。

(9) 登記簿謄本又は登記事項証明書（個人の場合は住民票の抄本）

法人の場合は、現在（履歴）事項全部証明書の原本又は写し、個人の場合は、住民票の抄本の原本又は写しを提出してください。（いずれも申請日前3月以内に発行されたものに限るものとします。）

(10) 印鑑証明書又は印鑑登録証明書

原本又は写しを提出してください。（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）

(11) 納税証明書（国税）

- ア 原本又は写しを提出してください。（申請日前3月以内に交付されたものに限る。）
- イ 様式は税務署発行のもの（個人の場合はその3の2、法人の場合はその3の3）とし、電子納税証明書を印刷したものでも可とします。（PDF形式のもののみ。XML形式のものは不可。）
- ウ 様式その3での申請も可としますが、「消費税及び地方消費税」「法人税又は所得税」のすべてについて証明を受けていることを必須とします。証明を受けている税目が不足している場合は、証明を取り直していただくこととなりますのでご注意ください。

(12) 滞納なし証明書（市税）又は同意書

ア 鳥取市に本店、支店、営業所等があり、市税の納税義務がある場合は必ず提出してください。

イ 市税の滞納がないことについて、市役所本庁舎市民総合窓口又は各総合支所市民福祉課で証明書の交付を受けてください。（申請日前３月以内に発行されたものに限る。）

ウ 鳥取市の市税の納税状況について、市が担当課に直接確認することへの同意書（鳥取市公式ウェブサイトに参加資格審査申請書提出書類一覧表に掲載しています。）を提出した場合は、滞納なし証明書の提出は不要とします。

(13) 委任状

様式第１号で「その他の営業所の登録の有無」欄を「有」とし、様式第６号を作成した場合に提出してください。（鳥取市公式ウェブサイトに参加資格審査申請書提出書類一覧表に掲載しています。）

(14) 受付用ハガキ

ア 申請書を郵送する場合のみ同封してください。

イ 受付印押印後、返送するので、官製ハガキ又は所要の額の切手を貼った私製ハガキに返信先の宛先を記載してください。

ウ 裏面は原則として何も記載しないでください。

エ 申請書の控え（写し）等とともに返信用封筒を同封する形でもかまいません。

(15) 建設工事入札参加資格審査申請書提出書類一覧表（市外業者用）兼チェックリスト

ア 申請書類は一覧表の順に並べ、チェックリストを申請書の一番上にしてください。

イ 提出があるものについては、確認欄にチェックを入れて提出してください。

5 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を付与された日（令和９年４月１日以降を予定）から令和１１年３月３１日まで

6 問い合わせ先

鳥取市総務部検査契約課契約制度係

〒６８０－８５７１ 鳥取市幸町７１番地（本庁舎４階）

電 話：０８５７－３０－８１２２ ファクシミリ：０８５７－２０－３９４８

メールアドレス：kensakeiyaku@city.tottori.lg.jp

鳥取市水道局資産管理課契約係

〒６８０－１１３２ 鳥取市国安２１０番地３

電 話：０８５７－３３－０２０９ ファクシミリ：０８５７－５３－７８０１

メールアドレス：shisan@water.tottori.tottori.jp

（注）問い合わせは、極力ファクシミリかメールによりお願いします。

7 その他

（１）申請内容に不備がある場合等は後日個別に照会を行いますので、控えのデータを保管し、問い合わせ等に対応できるようにしておいてください。

- (2) 鳥取市告示とこの手続き説明に相違がある場合は、告示を優先します。
- (3) 様式第1号、様式第2号、鳥取市様式第13号、使用印鑑届その他添付資料の記載事項又は内容に変更が生じた場合は、その変更事由が生じた日から1か月以内に変更届を提出してください。

建設業許可及び経営事項審査について、入札参加資格の有効期間中に更新を行った場合、提出済の通知書の写しの有効期限満了日までに更新後の写し若しくは受付済みの申請書（申請者及び申請工種の確認できる部分）の写しを提出してください。この場合、申請時の内容から変更がある場合は変更届を併せて提出してください。